

食品安全委員会緊急時対応専門調査会

第8回会合議事録

1. 日時 平成16年12月21日(火) 10:00 ~ 12:18
2. 場所 食品安全委員会大会議室
3. 議事
 - (1) 危害要因別緊急時対応マニュアルについて
 - (2) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
丸山座長、飯島専門委員、岡部専門委員、
春日専門委員、小泉専門委員、近藤専門委員、但野専門委員、
田中専門委員、土屋専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員
 - (食品安全委員会委員)
本間委員、見上委員
 - (厚生労働省)
鈴木医薬食品局食品全部企画情報課長補佐
 - (農林水産省)
朝倉消費・安全局総務課食品安全危機管理官
 - (事務局)
一色事務局次長、杉浦情報・緊急時対応課長、鈴木(章)課長補佐
5. 配布資料
 - 資料1 食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方について
 - 資料2 - 1 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル項目(案)
 - 資料2 - 2 食中毒における食品安全委員会とリスク管理機関の連携体制
 - 資料3 - 1 緊急対策本部について
 - 資料3 - 2 食中毒における緊急対策本部の設置について検討すべ

き事項

- 資料 3 - 3 食中毒における緊急対策本部の組織体制
- 資料 3 - 4 食中毒における緊急対策本部の決定機能
- 資料 4 - 1 食品安全委員会による食中毒情報の一元的な収集・整理・活用
- 資料 4 - 2 食品安全総合情報システムの概要
- 資料 5 - 1 食品安全委員会への食中毒報告について（案）
- 資料 5 - 2 食品安全委員会への食中毒報告
- 資料 6 - 1 食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル項目（案）
- 資料 6 - 2 参考資料・様式集
- 参考資料 1 - 1 食中毒健康危機管理実施要領
- 参考資料 1 - 2 食中毒処理要領
- 参考資料 2 - 1 緊急時対応専門調査会に当面調査審議を求める事項
- 参考資料 2 - 2 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱
- 参考資料 2 - 3 食品安全委員会緊急時対応基本方針

6. 議事内容

丸山座長 みなさんおはようございます。ただいまから「食品安全委員会第8回緊急時対応専門調査会」を開催させていただきます。

本日は専門委員13名のうち11名の専門委員の御出席をいただいております。元井専門委員、吉川専門委員が御欠席でございます。

なお、本日は厚生労働省から医薬食品局食品安全部企画情報課の鈴木課長補佐さん、農林水産省から消費・安全局総務課の朝倉食品安全危機管理官も御出席いただいております。ありがとうございます。

議事に入らせていただく前に、本日お配りしてあります資料の確認を事務局の方からさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

鈴木（章）課長補佐 資料の確認をさせていただきます。非常に番号の方、多くなっておりますが、確認をお願いいたします。

まず資料1といたしまして「食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方について」という1枚紙がございます。

資料2 - 1「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル項目(案)」。

資料2 - 2「食中毒における食品安全委員会とリスク管理機関の連携体制」

資料3 - 1「緊急対策本部について」。

資料3 - 2「食中毒における緊急対策本部の設置について検討すべき事

項」。

資料 3 - 3 「食中毒における緊急対策本部の組織体制」。

資料 3 - 4 「食中毒における緊急対策本部の決定機能」。

資料 4 - 1 「食品安全委員会による食中毒情報の一元的な収集・整理・活用」。

資料 4 - 2 「食品安全総合情報システムの概要」。

資料 5 - 1 「食品安全委員会への食中毒報告について（案）」

資料 5 - 2 「食品安全委員会への食中毒報告」。

資料 6 - 1 「食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル項目（案）」。

資料 6 - 2 「参考資料・様式集」。

続きまして、参考資料といたしまして、1 - 1 「食中毒健康危機管理実施要領」。

参考資料 1 - 2 「食中毒処理要領」。

参考資料 2 - 1 「緊急時対応専門調査会に当面調査審議を求める事項」。

参考資料 2 - 2 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」。

参考資料 2 - 3 「食品安全委員会緊急時対応基本指針」。

それから、本日の会議の資料ではございませんが、食品安全委員会で四半期ごとに季刊誌というのを発行しておりますが、それが昨日できましたので、それを御参考まで、委員の先生のテーブルに置いております。

また、傍聴者の皆様につきましては、入口の方で何部か資料等ございますので、必要な方は取っていただくと活用できるかと思えます。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。もし、資料に過不足がありましたら、事務局の方までお願いいたします。

前回の専門調査会に引き続きまして、今回も「危害要因別の緊急対応マニュアルについて」の御検討をいただくのが本日の議題でございます。

前回の調査会ではマニュアルの分類について検討いたしまして、その結果、厚生労働省にある既存の食中毒マニュアルを基に、本専門調査会として食中毒を危害要因とした緊急対応マニュアルを作成していこう。その作業を具体的に進めていくということで御了解をいただいたと思えます。

また、食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方について、国民からどのような連携が望まれているということを各専門委員から御意見をいただいたところでございます。

本日は、前回御検討いただいた結果を踏まえまして、議事を進めることになると思いますが、検討する事項が2つに要約されると思えます。

1つ目は、食品関係府省のマニュアルの作成として、食品安全委員会と

リスク管理機関との連携について。

もう一つが、食品安全委員会での緊急時対応マニュアルについて、その具体的な内容ということになってまいります。

本日はまず始めに、食品安全委員会のリスク管理機関の連携について、前回いただきました意見を踏まえて、事務局で整理された連携の方法について御検討いただき、次に、食品安全委員会での緊急時対応マニュアルについて論議いただくというのが今日の仕事になると思います。

それでは、事務局の方から食品安全委員会とリスク管理機関との連携について、最初の議題でございますが、これについて御説明をいただきたいと思っております。

杉浦情報・緊急時対応課長 食品安全委員会とリスク管理機関との連携に関する食品安全関係府省マニュアル、これが本日の議題の前半になっているわけですけれども、このマニュアルの基本となりますのは、食品安全委員会とリスク管理機関との連携になります。これにつきまして、前回の専門調査会でいただいた意見と、その後、そういった意見を踏まえまして、座長と相談しつつ、事務局でまとめた今後の検討事項につきまして、資料1にまとめてみましたので、御覧いただければと思います。まず、前回の調査会において、食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方について専門委員から指摘があった事項ということで、まず食品安全委員会とリスク管理機関との連携が、消費者からはっきりと見えるように、また、しっかりと連携が機能するようなマニュアルを作成することが重要ではないかという意見をいただきました。

それから、食品安全委員会は中立公正な機関であるけれども、遠慮せずの上に立つくらいのリーダーシップを発揮していくことが必要だという意見もいただきました。

3つ目に、食品安全委員会とリスク管理機関との連携も大事だが、リスク管理機関間でうまく連携が図られていないときの調整役としての役割が食品安全委員会には期待されているのではないかという意見をいただきました。

前回の専門調査会でいただいた意見につきましては、大きくこの3つに集約できるのではないかと考えております。

このような意見を踏まえまして、食中毒を危害要因として当てはめてみた場合に考えられる食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方について、今後の検討事項といたしまして、整理したのが2でございます。

まず、最初に「緊急対策本部が設置された場合の仕組みを明確にする必要があるのではないかと」

2番目に「食品安全委員会とリスク管理機関間で連携がうまく図られるために、どのような体制づくりが求められるか？

「食品リスク情報関係府省担当者会議、または関係課長会議等を活用した情報の連絡及び交換で十分か？

食品安全委員会が、リスク管理機関と連携しつつ、一元的に情報収集を行い、科学的知見の集積、又はそれに基づく情報の分析等の役割を果たす必要があるのではないか？」。3つ目に「食品安全委員会において、リスク管理機関から、食中毒情報の報告を受けてはどうか？

食中毒による緊急事態等におけるリスク管理機関からの緊急報告をマニュアルで定めてはどうか？

厚生労働省より食中毒の年次報告を受けてはどうか？」。

こういった事項について、食中毒の危害要因別緊急時対応マニュアルの作成に当たって、検討すべき事項ではないかということで、事務局の方で座長と相談して整理させていただきました。

詳細につきまして、鈴木補佐の方から説明いたしますけれども、本日は大きく分けて3つの検討事項をベースに食品安全委員会とリスク管理機関との連携体制について御検討いただければと考えております。

よろしく願いいたします。

丸山座長 ありがとうございます。

食品安全委員会とリスク管理機関との連携についてというのは、前回の皆様方からの御意見を踏まえて、今、事務局から説明いただいたような形でもって整理されていると思います。

事務局での検討の状況について、引き続き具体的なことを事務局から御説明いただきたいと思います。

鈴木（章）課長補佐 少々長い説明になるかもしれませんが、御説明をさせていただきます。

本日の検討は一番最初にハザード別ということで、食中毒というハザードで今、検討していただいているということのを少々念頭の上に聞いていただければと考えております。

資料2-1を御覧ください。

まず「食品関係府省食中毒緊急時対応マニュアル項目（案）」という形で、今、我々の方で考えているマニュアルの形の骨子、この中を整理していけばマニュアルができるのではないかと。こちらの方は関係府省全体のものになります。すなわち、食品安全委員会内部だけのものではなくて、関係府省と関わりを持つような部分、そういったものについてのマニュアルの項目でございます。項目について、この字面で追うよりは、1枚めくっ

ていただき、次の資料 2 - 2 の方へ行っていただきますと、絵がございますので、まず、こちらの方で説明させていただきたいと思います。

「食中毒における食品安全委員会とリスク管理機関の連携体制」という絵が描いてございます。左側にリスク管理機関、右側に食品安全委員会、連携の絵でございますので、上下関係ではなく、右・左という関係で整理して書かせていただいております。

その中に、5 つほど が両方サイドに向いている矢印の中にあります。これが一つひとつ連携の方法と考えております。

- 1 つ目に、緊急時連絡体制。
- 2 つ目に、緊急対策本部の設置。
- 3 つ目に、データシステムの活用。
- 4 つ目に、食中毒報告。
- 5 つ目に、情報交換体制。

この中でよく見ていただきますと、黒い太枠で囲んだ 3 つがございます。こちらにつきましては、食品安全委員会とリスク管理機関との間で外から見えるような連携の体制が取れるものを 3 つほど黒く示してあります。この黒枠以外の 2 つ、緊急時連絡体制、情報交換体制というのは非常に事務的なことも多く、外から見えるというよりは、やっていますというものですので、本日の検討、こちらの 3 つを中心にいただければなと思っております。

このような 3 つの方法について、1 つ前の資料 2 - 1 を含めて 5 つの項目を（案）として記載してございます。

この 1 つ目に緊急時における情報連絡体制。当然のことながら先生方に決めていただきました関係府省の緊急時対応基本要綱というところ、それから当然食品安全委員会の基本指針という中にも情報連絡体制というのは既に決まっております、その流れの中で現在も活動してございます。その中で情報連絡窓口の設置ですとか、情報連絡体制を整備していくということ。これは食中毒に関してという枠の中で書いていくことが必要かと考えております。

それから、食中毒による緊急事態における情報連絡ルートの確立。食中毒というハザードになったときに、例えば>Contactする先、窓口というのは同じでございますが、主体となるシステムの中で課の場所、そういったものが若干変わることもあります、こういったことを記載することになるのかと考えております。

それから、緊急対策本部の設置、食中毒による緊急事態、あるいは緊急対策本部の設置についてということ。

それから、食品安全行政に関する関係府省連絡会議及び幹事会の開催についてという、今、この時点の御説明ではこの関係が明確ではございませんが、後ほど緊急対策本部の説明の中で、関係づけを説明させていただきます。

それから、リスク管理機関からの食中毒報告。リスク管理機関から食品安全委員会の食中毒に関係します情報について報告をいただく。当然、食品安全委員会への報告という形になりますので、木曜日での委員会の報告ということ念頭に置いてください。

それから、食品安全委員会とリスク管理機関における情報の共有という形。

実はここで食品安全委員会で食品安全総合情報システムというものを今、整備している段階でございます。こちらの方を活用した形で食中毒に関係します情報についても共有していこうという考え方を整理したいと考えております。

それから、食品リスク情報関係府省担当者会議等による情報及び意見の交換。こちらはリスク管理機関と今でも定期的に情報交換を行っております。その会議の名前がここに書いてございます、食品リスク情報関係府省担当者会議というものでございます。こういったものを規定していくというようなことも考えてございます。

それから、リスクコミュニケーションの実施といたしまして、リスク管理機関と連携して意見交換会、今もBSE等で全国を50か所ほどを回って行脚しているという状況でございますが、こういったリスクコミュニケーションについても、合同で行っていくという既存のものについて、書ける部分は書いていくということを考えております。

資料の3-1に移っていただければと思います。

続きまして「緊急対策本部について」、先ほど連携の方法といたしまして5つあった中のうちの外から見える3つのものの1つ、緊急対策本部について説明をさせていただきます。

まず3-1でございますが、緊急対策本部、現状どのような形の状況なのかということを説明するための資料でございます。

実はこちらの方、先生方に昨年11月に検討いただいて策定いたしました基本的事項、食品安全基本法に基づきまして、最終的には閣議決定が本年の1月16日にされました。この中に食品安全担当大臣は緊急事態の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合に関係各大臣との協議を行い必要に応じ緊急対策本部を設置することということが決まっております。

これに基づきまして、実は今年の3月、この緊急時対応専門調査会で御審議いただきました食品安全関係府省緊急時対応基本要綱というものを関係府省との間で合意を取っております。この中で緊急対策本部の設置についてということで、設置の決定、それから緊急対策本部の組織について、事務局についてという大枠のところの合意を既に農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会という中で合意を取っております。

このような状況の中で、本日審議していただくものは、今ハザードごとのマニュアルというものを検討していただいておりますが、より詳細な形で、まず食中毒というものが起こった場合にはどうするのか。そのときの緊急対策本部をつくるという場合の手続、そういったものを整理していく必要があるのではないかとということが本日の審議でございます。こちらの3-1の資料、現状の御説明でございます。

3-2でございますが、本部を設置することにつきまして、手続等があるかと思えます。こういったものを規定するのにどのような骨子があるのかというものを整理したものがこちらの資料でございます。

まず「緊急対策本部までの流れ」といたしまして、本部をつくるまでの手続論というものが審議が必要なのかと。非常に事務的なものですので、事務局の方で準備してという形にはなるかと思えますが、マニュアルの体裁を取るためには設置をする手続論。

続きまして、緊急対策本部の組織体制というもの。緊急対策本部の構成とか、食品安全関係府省の役割というものをはっきりと記載していった方がよろしいのではないかと考えております。

それから、緊急対策本部における対策の決定過程。本部をつくって、中でどのような形で意思決定がされていくのかというもの。それが緊急対策本部会議というものを我々の方からつくってはどうかということ。

それから、その下部機関のような形で関係府省連絡会議、関係府省連絡会議幹事会というものがあってもいいのかと。そういうものを後ほど資料3-4を用いて説明させていただきます。

それから「緊急対策本部事務局の活動」といたしまして、本部事務局の構成。現状では本部の事務局長は、食品安全委員会の事務局長が担当することになっております。そうしますと、その細部にわたる部分について考えていかなければいけない。この部分については、現状ではハザードごとに人が代わるということもあり得るのかなと。それもあります。そういうのを含めながら、食中毒の中でどのような形で事務局を構成するのかということを考えていこうかと思えます。

それから、本部事務局の活動事項ということ。

最終的でございますが、緊急対策本部の解散。本部をつくりますと、最終的に収束すれば解散という手続があるかと思いますので、このような規定。この一連の流れが本部につきまして、決めなければならない事項なのかと考えております。

資料3-3を開いてください。こちらの方は「食中毒における緊急対策本部の組織体制」という資料でございます。本部と申しておりますが、現状は食品安全担当大臣が本部長を行うこと。それから副本部長は本部長が指名する者。これは事案に応じてどこの方がやるかということが決まるのかと思います。

それから、本部の構成員といたしまして、食品安全委員会委員長、厚生労働大臣、農林水産大臣、この3人につきまして、常に入るという形でございますが、これ以外にリスク、ハザード等に応じまして、本部長が必要と認めるような関係大臣を、例えばで申し上げれば環境大臣とかいった方々が加わることもあるというものでございます。

その中で各大臣、委員長の、どのようなことが主な任務なのかというのがこの四角の中に記載してございます。食品安全担当大臣という職名の方の場合は、緊急対策本部を設置したり、解散したりすることを決定するという権限を、つくっていただきました基本要綱の中で規定してございます。

それから、副本部長、本部員の指名。先ほど御説明しましたような事項につきまして、やはり要綱の中で規定をしてございます。

これはもともとの食品安全担当大臣の業務という形になるかと思いますが、食品安全関係府省相互間の事務調整という、調整機能を果たすのが食品安全担当大臣ではないかと考えております。

それから、食品安全委員会委員長の中に四角が書いてございますが、食品安全委員会の中で組織として科学的知見の集積や分析を行うようなこと。それから、一番大きな仕事かと思いますが、食品健康影響評価の実施。それからリスク管理機関に対する勧告や意見というもの。健康影響評価に基づいて勧告を行うこと。あるいは委員会の総意に基づきまして、意見を関係大臣にするということが基本法の中で規定されておりますが、このような形の権限もあるということ。

それから、リスク管理機関ともに行っていることですが、リスクコミュニケーションの実施というものも行うのかなと考えております。

それから、厚生労働大臣、農林水産大臣につきましては、それぞれ食品衛生に関するリスク管理という形で厚生労働大臣がリスク管理を行っている。

それから、農林水産大臣におきましては、農産物等に関するリスク管理、

いわゆる世の中から見たりリスク管理、お役所の仕事みたいなことを一手に引き受けているというものではないかと考えております。

資料3 - 4を開いてください。

今のような本部、本部員という形でございますが、その方々の持っている力というものが、今のような形で整理ができると思っておりますが、その中で本部というものができて、どのような形でこれが動いていくのかということを決める上で仕組みが必要かなということ考えたのがこちらの絵でございます。

まず一番上に「緊急対策本部会議」。こちらの方は構成員は食品安全担当大臣を筆頭にいたしました先ほど御説明したメンバー。いわゆる大臣級という非常に頭の重い組織でございます。その庶務につきまして、食品安全委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て行うような形になるのかなと考えております。事務局長は先ほどから何度か申し上げております食品安全委員会の事務局長がその職に就くという形で基本要綱の中で定めてございます。

本部会議の審議事項といたしましては、非常に大きな枠の中で決定していくようなことになり。更にこの本部というものができたときのヘッドクォーターの役目をしていくものなのか。意思決定機構かと考えております。

委員会、リスク管理機関が行う対策を総合調整していくようなこと。政府一体となった緊急時対応方針を決定していくこと。

それから、委員会及びリスク管理機関相互間における情報の共有、連携強化のための調整を行うようなこと。

それ以外に当然必要な事項については行うという形かと思っております。

この本部会議、先ほどちょっと申し上げましたが、大臣クラスということ機動力という面では緩やかな形になってしまいます。そんなこともございまして、指示を受けて実戦的に動く部隊が下に必要なのかと。それが食品安全行政に関する関係府省連絡会議、こちらは関係府省の部局長級の会議でございます。これは実は平時から、緊急事態が起こらなくても、何か月かに一遍でございますが、定常的に会議を持っております。この会議の枠組みを使わせていただいて、緊急事態にも、平時からの関係というものがそのまま使えるような形。非常に円滑な形でできるのかと考えまして、そのようなものの枠組みを緊急事態の対応にも活用しようと考えて入れております。

こちらの構成員は、こちらに書いてございますように、部局長級。それから庶務につきましては、委員会が本部会議についても庶務を行いますので、行っていくような形かと考えております。

更にもう一つ下に、更にフットワークが軽くなるような組織、課長級の会議というものも組織として位置づけておいた方がよろしいのかと考えております。

こちらの会議は毎週の事項でございますが、関係府省の幹事会といたしまして、課長級の方々に集まっていただいて、会議を開催してございます。この枠組みを利用して緊急事態が起こった場合にも、それを活用して対処していくというようなことを行ってはどうかと考えております。

重ねての話になりますが、基本的に緊急事態が起こったから人を集めるというよりは、実戦部隊につきましては、平時から活動しているような組織。これを緊急事態でも活用していくというような仕組みを現在考えております。

続きまして、資料4 - 1を開いてください。

今までのところが緊急対策本部につきましての説明でございました。続きましては、先ほどございました情報システムの活用という連携のもう一つの方法についての説明の資料でございます。

食品安全委員会、先ほど申し上げましたとおり、食品安全総合情報システムというものを平成16年から18年の間、3年間でございますが、これを整備するということで現在事務的にこれをどうするかということは作業が並行して進んでございます。その中でこのデータシステムというものの、情報が例えばで申し上げますと、情報のソースといたしましては、この絵の中でございますが、リスク管理機関から入ってくるような情報というのが1つ。

それから、インターネットによる消費者からの情報。インターネットと申すのは、これはメディアを通じた情報です。消費者からというのは、食品安全委員会には「食の安全ダイヤル」「食品安全モニター」という方々がございますので、こういった方々からの情報というようなものもデータソースになるのかと思います。

それから、ソース3といたしまして、食品安全委員会で行います調査事業というものがアウトプット、こういったものが主なソースになるのかなと。こういったものの食中毒関係の情報を整理し、データを委員会等で活用していくような形になるのかもと思いますが、例えばで申し上げますと、今日は食中毒の検討でございますので、食中毒で申し上げますと、食中毒の報告という形でリスク管理機関から、後ほど説明いたします食中毒報告制度ができ上がった際には委員会に来ると。そのときにこういったデータを活用しながら委員会の中でも活用して行動していくというようなことがあるのかと考えております。

もう一枚めくっていただきますと、先ほどからデータシステムといったようなものの根幹にある食品安全総合情報システムというものの概要が記載してございます。こちらにつきましても、この絵に描いてございますように、いろいろなソースからデータベースに情報が入ってくる。その専用回線という中で食品安全委員会がその情報について処理をしてもらう。ここで食品安全委員会の中にこのデータのラインがあって、とどまることなくリスク管理機関の方にも専用回線か一般回線という形でつながることを考えてございます。このラインをつなぐことでリスク管理機関からの情報とか、あるいはデータの中にある情報をリスク管理機関で食品安全委員会との間で情報共有をしていくといったような形ができるのかと考えています。

それから、上の方に上がりますと、食品安全委員会にもホームページがございまして、このデータベースの中のもの、すべてという形にはならないかと思いますが、一部、あるいはかなりの部分というものが一般の方々インターネットで閲覧できる。食品安全に係るデータが一手に見えるようなものができ上がることが考えられております。

このようなものを平成 18 年までに整備していくという形で現在進行しているというものでございます。

資料 5 - 1 を開いてください。「食品安全委員会への食中毒報告について(案)」と書いた資料でございます。先ほどの全体のものと同じような形で字で追っていくとなかなか厳しいので、もう一つ先の資料、資料 5 - 2 を見ながら説明を簡単にさせていただいてから 5 - 1 に戻りたいと思います。

5 - 2 の資料でございますが、今、食品安全委員会への食中毒の報告をする制度をつくる場合、どんな形があるのかなというものを絵に描いたものでございます。

一番上にあるのが「食品安全委員会会合」、毎週原則木曜日に開かれている会合でございますが、こちらの場を活用するというものでございます。この報告というものは、当然リスク管理機関から報告が行われるものだと思います。今回の報告につきましては、食中毒ということがございますので、恐らく一番関係する省庁は厚生労働省という形になると思います。その中で緊急報告といたしまして、何か事件が起こった場合、食中毒の災害が起こったようなとき、その災害について報告するようなイメージでございます。

あるいは予見ができるような事態があったとき、例えばで申し上げますと、まだまだ被災者等が出ていなくても、例えば農場の段階で野菜で何が

病原性のものが発見され、流通したような場合、そういったときには農林水産省からの報告ということもあり得るのかなということを考えております。

2番目といたしまして、食中毒の年次報告、こちらは今の緊急報告と趣きが異なりまして、事件が起こったから報告をするというものではなく、決まった形で、一応年次ですので、1年に一度という枠組みになっておりますが、厚生労働省の方で食中毒監視統計というものが厚生労働省内の食中毒部会というところで議論をいただいた上で確定し、公表されるということが毎年行われております。これにつきまして、その食中毒部会等の議論、結果ということを踏まえて、食品安全委員会に報告をいただくというような緊急事態だけをピックアップするという形だけではなく、世の中で食中毒がこういうふうに動いている。あるいはこういったものが1年の間でありましたというような数字が最終的なアウトプットになってしまうかもしれませんが、そういったものも定常的に厚生労働省から食品安全委員会へという形で報告をしていただくという絵になっております。

このような報告制度を基にいたしまして、5-1に戻っていただきますと、目的として、緊急事態の情報、リスク管理機関からの食品安全委員会への報告を行うことによって、リスク管理機関と食品安全委員会の密接な連携というような形を示し、政府一体の対応が図れるような形のものにするということが目的でございます。

実施の方法といたしまして、これは今はあくまで案でございますが、3つの報告を行うに当たって、キップオフをする理由があるかと思えます。

1つ目が、食品安全委員会の委員長が、ある緊急事態が起こったとき、その緊急事案につきまして、リスク管理機関から報告を受けるというもの。

あるいは食品安全委員会の委員長が、普段から先ほどのデータシステム等を活用して情報を収集している中で、こういった情報を基にすると、いろいろな世の中のディフューズで、死亡者が出ていなくても、何かの食中毒がはやっていることがあったときに、そういったものどうなるのかという報告を受けるということもあるのかなと。

それから、当然リスク管理機関自らが報告をするような道筋もあるのかというようなことを考えております。それが緊急報告というようなものと考えております。

3番といたしまして、年次報告として先ほど御説明した厚生労働省から年1回、食中毒に関する報告を受けるということ。これを厚生労働省との間で合意をして、今後システムとしてつくっていくというようなことがいいのかなと考えております。

以上が非常に長くなりましたが、連携につきまして、特に外から見えるものについての方法、緊急対策本部、それから情報システム、食中毒報告といったものについての説明でございます。こちらにつきましては、御検討をいただければと考えております。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。食品安全委員会とリスク管理機関との連携体制を検討するということがこのベースとなって、食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアルというものにつながっていくわけですが、今の説明では、また、その前の杉浦課長からの御説明も入れまして、本日、この連携ということで検討していただくのは、資料2-2の真ん中にある5つの項目。このうちの太枠で囲った3つのところ。一番上と一番下については、通常からの活動というのがあるので、真ん中の3つ「緊急対策本部の設置」「データシステムの活用」「食中毒報告」、この3つについて今日は検討していただくというふうに理解したのですが、それで今も鈴木補佐の方から、そのことについての詳しい御説明があったので、そう理解してよろしいのでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 そういうことでございます。鈴木補佐が説明した今日の専門調査会で議論していただく事項の中には、平時における連携というのにも含まれておりましたけれども、平時における連携というのが緊急事態が発生した場合に、迅速に出動できるベースになるかと思えますし、平時に十分な連携を取っておくということが緊急時にも十分な連携を取るベースになるかと思えますので、平時の連携についても、積極的に緊急時対応マニュアルの中に反映していきたいと考えております。その辺のところも御検討いただければと思えます。

丸山座長 わかりました。それでは、この3つのことについて、1つずつ検討していきたいと思うんですが、まずは3つに分けて、全体の関連があるのでずっと通して御説明いただいたんですが、議論は3つに分けていった方がよろしいのかと思えますので、最初の緊急対策本部の設置についてというところを議論いただきたいと思います。資料では3-1から3-4になると思いますが、御質問も含めて、この資料3のところでは何かございましたら、専門委員の先生方から御発言をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

飯島専門委員 非常によくできていると思いますが、何か問題が起きた際に、例えば緊急時の本部をつくり、データシステムの活用をし、また、中毒に関する報告をすると仮定した場合、どのくらいの時間がかかるのですか。例えば何か参考になる例がありますでしょうか。これは1日ででき

てしまうのか、あるいは、1時間で種々のこといろんなものが活用から報告まで適切に行われるのか、タイムスケジュールについては、どのように想定されているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

鈴木(章)課長補佐 正直申し上げますと、現状、連携のシステムについて、どのような形でつくるかということを検討していただいていますので、それが何分とか何時間とか、場合によっては何日というような形ということはなかなか無責任な発言という形でお答えすることはできません。恐らく先生のおっしゃっているところは、こういったシステムをつかって、どのような形で動くのかなということを検討するときの1つの指標なのかと考えます。非常に幼稚な発想でございますが、よく小学生のときとか、防災訓練が何分でできたとか、既に決まったものを動かすときどうなのかというような視点かと思えますので、先生からいただいた今の御意見につきましては、そういったものをまずつくってから、これが本当にいいのかどうか。あるいはもっとよきものにするためにはどうしたらいいのかというときの指標として活用していくことなのかと考えられます。

丸山座長 飯島専門委員、よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

渡邊専門委員 まず何か起こる場合というのは、恐らくリスク管理機関がウォッチングしていて、そこから何例からの患者が出るわけです。その患者の数がこの本部を設置するとき、前に決めた500人以上の場合を想定するのではなか。

鈴木(章)課長補佐 昔決めていただいたのは、緊急事態は大体どのようなものを想定しましょうかという議論だったと思います。その中でこういった緊急事態が起こったときに、まず情報が流れていく。そして今、決まっている話で申し上げますと、参考資料の2-2というものに「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」というものがございますが、一番最初に緊急事態と判断するときの指標。その中で手続が進んでまいりますと、緊急事態は非常に広く取りますと、本部をつくる場合、つくらない場合というのが出てくるかと思えます。その過程の中で今、渡邊先生の方から御指摘があったのは、この要綱の一番後ろに図があるのですけれども、これは手続を簡略化して書いたものでございます。この中の真ん中の「食品安全担当大臣」から下の部分、今日、検討していただくのは、本部のつくり方みたいなことでございますので、こういったときの指標みたいなものはこの部分になるかと思えます。先生の今、お話しいただいた食中毒の規模ですとか、あるいは社会的要因ですとか、あるいはリスクがよくわからないものといったような3つの規定があったかと思えますけれども、こちら

の規定につきまして、更に本部をつくる場合の指標みたいなもの、そこ当然オーバーラップする部分、オーバーラップというか、包括されることになると思うんですけれども、若干の指標はつくらなければいけないのかなということは考えております。

ですので、今、先生が言ったような3つの緊急事態の定義、その中でどのような形のものが本部、あるいはこれと全く同じような定義で本部というのも考えましょうというようなところを御意見をいただければ、今後つくっていく上の参考にさせていただきたいと考えております。

丸山座長 渡邊先生、はっきり例えばどういうケースかということをもっと決めてはいないんだと思うんですが、今までの論議の中では、1つとしては、大規模食中毒、大規模というのは、大体厚生労働省でもおっしゃっている500名以上というのを1つの目安とするというような考え方が皆さんの中には一応あるけれども、では、200人だったらどうだ。死者が出たらどうだというようなところまでは、この中では細かく突っ込んではやってないと理解しているんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

鈴木(章)課長補佐 参考資料2-2の一番最初のページを見ていただくと、今、御指摘のあった事項はここだと思います。「対象となる緊急事態等」というのが3つほど記載してございますが、今、丸山座長の方から御指摘がありましたとおり、具体的な数字というのは現時点で決まったものについてはございません。このような中で緊急事態というもの、座長から御説明がありましたとおり、認識としてやっていくという状況でございます。

丸山座長 そうした上で渡邊先生何か。

渡邊専門委員 例えば国民に対して見えるようにするために、政府全体というか、大きな事件が起こったときに、大きな立場から対応しているのだということを示すことは非常に重要だと思うのです。ただ、こういう形になった場合、例えば数十人の事例があって、それがだんだん大きくなって500人くらいになりますね。そこで最初的时候に対応しているのは当然リスク管理機関が対応するわけです。そのときに広域というのは先ほどの定義で500人だとした場合に、500人以上になった場合に、急にこちらに主導権が行くわけではないですね。そうすると、実際の対応というのは逆に言うと遅れてしまう可能性もあるわけで、その辺の位置づけというのはどういう形を考えていますか。

鈴木(章)課長補佐 今の先生の御指摘、非常にもっともでございます。その辺は考慮した上で、我々、人間がやっている事項でございますので、

ある日突然、それまでやっていた人のものがキャッチボールのように渡されて、コンピュータではございませんで、フロッピーディスクを入れればそのまま同じというわけにはいきませんので、その継続的な話はあるかと思えます。

そうすると、今、説明させていただいた資料の中で3 - 3という資料がございますが、これは緊急対策本部の組織体制というものでございます。緊急対策本部というもののの中に、実はリスク管理を行っていた部分の長が当然入ってきております。リスク管理を行ってきた機関の長というのは、役所の場合は大臣でございます。そういった方々が権限を持って入ってきているというような形で、この本部がつくられると。それはリスク管理を行っていた機関が行っている作業はそのまま継続されるのかと思えます。その上で、全体の中である役所だけでやっていたことが派生したようなこと、それは横の連携という形になるかと思えますが、そういったものが風通しがよくなる。あるいはそういったものが総合的にできるということをつくるためのシステムがこの緊急対策本部かと考えています。

先生に対してのお答えとしては、それがいきなり変わることはないということだけお答えになるかと思えますが、状況といたしましては、このような組織をつくってやっていけば、今のような御懸念はないのかなと考えております。

丸山座長 渡邊先生よろしいですか。ほかに。

山本専門委員 先ほどの杉浦課長のお話の中で、平時の連携体制が緊急時の連携体制のベースになるというお話があったんですけども、この資料の中ではその体制というのは、どの辺りで当てはまりますでしょうか。例えば資料3 - 4の関係府省連絡会議の幹事会、その辺りが当てはまりますか。

杉浦情報・緊急時対応課長 資料3 - 4の下の方の2つの食品安全行政に関する関係府省連絡会議、部局長級。その下の関係府省連絡会議の幹事会、課長級。これは定期に開催しておりますので、こういった体制を常時維持しているということは、緊急対策本部を設置したときに、機動性が向上するという観点から役に立つのではないかと思いますし、情報の共有に関しましても、リスク情報連絡会議というのを定期的にやっておりますので、常に危害情報について関係府省で共有しておることがこういった緊急事態か否かを判断する上で非常に役に立ってくるのではないかと考えております。

丸山座長 山本先生、いかがでございますか。

山本専門委員 そこはわかりました。

あと一つは、たとえば専門家とか、そういう人たちとの普段の連携体制みたいなものがあると、いざというときにスムーズに事が運ぶんじゃないなかという気はするんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 そういった危害情報を収集する際に、情報について更に詳しく分析するというか、危害情報かどうかということ判断したりする場合に、現時点でも特に食品安全委員会の専門委員になっていただいている専門家には御相談申し上げさせていただいておりますので、平時には特に情報収集という観点から専門家にも連携を取らせていただいているということとは言えるのではないかと思います。

丸山座長 今のお話は次の議題の情報システムの活用というところにも多少関わってきますね。資料4-2の絵にありますように、この中にも国内研究者、海外研究者というつながりがこういうところにあるわけですが、こういうものを普段からどういうふうに生かしていくかというのが1つのポイントだろうと思うんですが、その辺りの御指摘かと思うんですが、山本先生、そういうことも含めてでございますね。

山本専門委員 そうです。

丸山座長 更に何かございますか。4の方に踏み込むような形なんですけれども。

杉浦情報・緊急時対応課長 申し忘れましたが、食品安全委員会の緊急時対応基本指針の中にも、当委員会の専門委員の方々には危害情報の収集源として位置づけさせていただいておりますので、専門委員がもし、危害情報等に接した場合には、積極的に情報提供していただきたいということで規定させていただいておりますので、そういった形で平時からも専門家の方々とは情報交換をさせていただいているということかと思いません。

丸山座長 山本先生よろしいですか。

ほかにございませんか。

小泉専門委員 データシステムのところで、この絵を拝見しておりますが、平時からもこういうのがあるんだろうと想像していたんですが、この緊急対策本部の設置に備えて、そういう事態になった場合に備えて改めてこの情報システムを構築しようということで平成18年度までに実施する、ということなんですか。ちょっと意外に感じました。もう当然こういうのはできているんじゃないかというふうに御説明を伺いながら思ったのですが。

丸山座長 2番目のデータシステムのことと、今、論議している緊急時対策本部の設置、この関係のところなんですけど、ちょっと御説明いただき

たいと思います。

鈴木(章)課長補佐 舌足らずな説明で済みませんでした。このデータシステム自体は、当然のことながら緊急時をメインな目的としているわけではございません。食品安全委員会は去年の7月にできた組織でございますので、ほかの省庁と違いまして、それからこういった整備を行っております。情報というものを一元的にやっ払いこうという思想の下にこのデータシステムをつくっております。当然、情報を一元的にというのは、平時、あるいは緊急時という色合いを分けて考えているものではございません。全体としてそういった情報はある場所に何かあるのが一番便利だと。1つの場所と。以前、場所というのは、1つの場所ということが大事だということもこの専門調査会で御指摘をいただきましたけれども、そういったものと同じで、情報がそこに行けばあると。それが1つに偏ったものではなくて、連携が取れたようなもの、各府省にまたがるようなものもあるというデータベースをつくるべきではないかという考え方が中心でございます。

したがいまして、逆に申し上げますと、平時からこれはございますので、緊急時になったときに、当然先ほどのリスク管理機関の関係とかと同じように、それを活用する。その中に緊急の関係の話というものも入ってくるようなイメージになるのかと考えております。お答えになったかどうか、もう一回リアクションいただくと非常に助かるんですが。

小泉専門委員 何となくわかった気もするんですが、そうしますと、データベースにアクセスできる人というのは限られているんでしょうか。緊急時になると、もっとアクセスできる人を拡大して行って、国民に見える形とおっしゃっていただきましたけれども、こういうイメージなんでしょうか。

鈴木(章)課長補佐 今このデータベースはつくっている過程なので、どの程度ということがはっきりお答えできないところがもどかしいところなんですけれども、この4-2の図で、上の方にありますように、データベースから矢印でホームページへというような形で、一般の方に公開される。当然これはホームページでございますので、インターネットが普及したとは言え、インターネットを使わないと見えないものでございますが、この形で一般の方々に常に何らかの発信がされているという形でございます。制限という観点で言えば、コンピュータをもってやらないとできないという制限はあるかと思いますが、そこは登録がというようなことというよりは、事前に選ばれた専門家だけが見られるものじゃない、いわゆるだれでも見られるページがあるというようなイメージでございますので、そこを今の先生の御指摘のように、緊急時になったときに、ある情報が出

てくる。そういった情報についてここでどこまで公開をしていくかということは今時点は何も決まっていなくて余り言及はできませんけれども、先生のおっしゃっているようなものについては、かなり幅広に出していくということもここで検討いただいた上で考えられることなのかなと思っております。

丸山座長 小泉先生、それでよろしいですか。パソコンの画面を見る人だけじゃないんじゃないの。そうでない人に対してはどうなんだということもあったと思うんですが。

小泉専門委員 そうなんです。外から見える形を構築するんだというお話をいただいたものですから、そうすると、こういうシステムを見ながら、今だとホームページだから、ろ過した情報だけがそこに行くのかと。皆さんに行くときには、このデータベースは非常にセンシティブな情報が入っているのかなと。構築とおっしゃったので、この質問は不適切かもしれませんが、どういう方針でなさっていくのかと感じました。

丸山座長 更に御発言ありましたら。

鈴木(章)課長補佐 今の時点ではっきりとこういったデータを出しますというのは、実は残念ながらお答えができません。今あるものであればお答えができるのですけれども、まさしくそういったものについてどの程度とか、今いただいたお話とかを踏まえながら、我々の方で構築していく話なのかと考えております。当然今、先生の方からいただいた事項というのは、我々事務局で作業をする上で留意させていただくということ。あるいは御相談させていただくこともあるかもしれませんが、そのようなときにはまたお力を貸していただければなと考えております。

丸山座長 ありがとうございます。土屋先生どうぞ。

土屋専門委員 大分イメージとしてはわかってきたような気がしますけれども、これは要するに緊急時の対策ですね。そうしますと、的確・迅速であるということが大事だと思います。本部の構成、あるいは各種連絡会議があって、そこで検討してという手順になっているようではございますけれども、この際一番大事なことは、国民の健康被害を未然に防ぐということですね。

そうしますと、食品安全委員会の位置づけが問題ですね。お役目は一元的な情報収集には科学的知見の集積・分析というようなことから、リスク管理機関に対する勧告・意見等ということになっています。この食品安全委員会の存在と言いますか、そもそもこの会議をここが企画して、招集なさって、緊急時の対応マニュアルをつくらうということなんでしょうから、もう少し明確に食品安全委員会の役割を示すべきではないでしょうか。表現を遠慮なさって、並列で、食品安全委員会も厚生労働省、農林水産省の

御協力を得ながらやっていくようなことが書いてありますが、どの会議も全部事務局はここ内閣府下に置くことになるわけですので、もう少し明確にしておかないと、緊急時の対応になるのかなと思います。平常時はスムーズに連携できているというお話でしたけれども、平常時ならそうなんでしょうけれど、大変な手順を踏んでいかなければならない格好になっていますが、緊急にぱっと初動対応ができるような体制をつくっておくということが必要ではないでしょうか。

今日は厚生労働省からも農林水産省からもおいでのようですので、この辺りの御意見を伺いたいと思います。

丸山座長 今、土屋専門委員の方からの御指摘は、資料3-3の組織体制の中で、食品安全委員会の役割というものは、非常に重要なはずだけれども、前回も意見が出されたように、何か関係府省間という中でも遠慮なさっているんじゃないかというのが、どうもこういう組織図の中にも表れている。食品安全委員会が主導的に何をしなければいけないのかということ、もう少し明確に、あるいはこれが国民に対して顔が見える機関だということを目指すのであれば、もう少し食品安全委員会の位置づけを大きく、組織的にもなさった方がいいんじゃないか、まずはそういう御意見だろうと思うんですが、先生御指摘の3-3の組織図で考えてよろしいんですか。

土屋専門委員 3-3も2-2もわかりやすくまとめてくださっておりますけれども、決定的になってからじゃないと、はっきり言ってマスコミも取り上げてくれません。その時点で、健康被害が起こっているという事実がなければなかなか報道はできないといいます。

皆さんの方は、ひょっとして勇み足で国民にそんな情報を提供したら、危ないかなと腰が引けていますと、その間に、1人、2人犠牲になってしまいます。原因は何だか知らないけれども、これによって、健康被害が起こっていることが確実であるということからでは遅いと思うんです。

同じような疑いが全国あちこちに出てきたとしたら、ほぼそれは黒だと思えます。

一番の目的は国民の健康被害を未然に防ぐということですので、こういう機関で、こういう連携体制で検討した結果こうでしたという、これは非常にオーソドックスな立派なやり方だと思います。我々、日常診療している立場から言いますと、はっきりはわからないんだけど、これがどうも怪しいという、私どもが大概は第一発見者というか、第一通報者になるわけです。その段階では疑いの段階でしかすぎません。そうすると、保健所を通じて、県を通じて、厚生労働省にその情報が伝わるのは、相当はっ

きりしてからです。

春日専門委員 今の御意見に対して、事務局や関連府省からお答えをいただく前に、委員として、同様の問題について意見を出させていただいて、その後でお答えをいただいた方がよいかと思ひまして、発言させていただきたいと思ひます。

今の土屋専門委員の御発言は、これは食中毒の被害拡大、未然防止ということで、まさに厚生労働省として考えていかななくてはいけないことだと思ひます。

一部、緊急時対応専門委員としてではなくて、厚生労働省の研究者の立場で発言いたしますけれども、先生のおっしゃること、本当にもっともで、それは厚生労働省の食品安全部、特に監視安全課が中心になって対応しておりますし、私たち付属研究所の立場としましても、それを支える基礎研究、それから新しい体制の在り方を模索しているところです。ここでまた食品安全委員会の専門委員の立場に戻って発言いたします。

ところが、緊急時に食品安全委員会がどう動くかということを考えてみますと、食品安全委員会の設立の大本の目的というのは、やはりリスク評価機関である。リスク評価に関するリスクコミュニケーションを行う、それが一番の基本だと思うわけです。

緊急事態が起きたときにどう行動するか。これは今までの御議論にありましたように、ある限られた条件の緊急時においてのみ、リスク管理機関の調整を行うという役割が主になるのではないかと思うわけです。あくまでも緊急時に対する対応というのは、リスク管理の業務であると思ひますので、それは私の専門委員としての個人的な意見としては、並列でよいのではないか。管理機関の上に、管理の面として上に立つものではないかという意見です。

丸山座長 ありがとうございます。今のお二人の専門委員の御意見を踏まえて、事務局の方から、あるいは課長の方からでも、もう一度御意見を述べていただきたいと思います。

杉浦情報・緊急時対応課長 貴重な御意見ありがとうございます。食品安全委員会の設立の根拠になっているのは食品安全基本法なんですけれども、その中に緊急事態の対処に関する体制の整備等ということで、第14条に緊急事態が生じ、または生じる恐れがある事態への対処及びその発生の防止に関する体制の整備、その他必要な措置が講じられなければならないという規定がございますけれども、これは実は講じなければならないのは食品安全委員会ではなくて、政府全体に課された義務でございますので、この規定のみからは、食品安全委員会が緊急事態が生じたときにリスク管

理までやるという権限は与えられていないわけでございます。

したがって、春日専門委員が話されましたように、この緊急対策本部の組織体制の資料3-3の図の中では、それぞれのリスク評価機関、管理機関に与えられた権利というか、所掌事務の範囲で、緊急事態にどういふことができるのかということ整理させていただいているわけでございます。

先ほどの渡邊専門委員の意見にも関係するんですけれども、緊急事態が生じて、それが仮にリスク管理機関のみで十分対応可能な場合は、特に食品安全委員会が出勤して関与するということが、かえって不適切になる場合もあるのではないかとということも想定されるわけです。

やはり緊急事態が生じた場合に、食品安全委員会が出勤するというのは、関係省庁間で連携が必要になった場合に限られてくるのではないかと思います。それは勿論、リスク管理措置が複数の省庁にまたがる場合にも、食品安全委員会が助言するとか、あるいはリスク評価が必要な場合には、勿論、食品安全委員会が関与する必要も出てくるかと思っております。もう一つは、リスクコミュニケーションというのも食品安全委員会の機能の一つになっておりますので、国民に対して混乱を防ぐ観点から適切な情報を提供したり、あるいは意見交換を行っていくという分野でも食品安全委員会が大きく関与していくのではないかと考えておりました。この資料3-3では、各関係機関の所掌事務を基に、緊急事態にどういふことを実施すべきかということ整理させていただいておりますので、これをマニュアルに反映させる過程で、食品安全委員会ができる限り国民の期待に応えるような、そういった印象を与えるような規定になるように御助言いただければと考えております。

鈴木(章)課長補佐 今、課長の方からお話があった点は、すべてそのとおりでございますが、食品安全委員会が土屋先生からのお話で、いかに見えるようにするか。今日はリスク管理機関も来ておりますので、なかなか申し上げにくい部分もございますが、本日の資料を見ていただきますと、例えば情報のデータシステムの話、これは検討しているのが例えば4-1ですね。これは政府全体の物をつくっているんですが、なぜか食品安全委員会のシステム合意の話がある。正直なところ、我々でできること、情報というものを一元的にやる。それは国民に向けて情報を発信するというようなことの機能につながるかと思います。

その中で食品安全委員会がこういった役割を現在やっていくことにしたいと。それが連携になる。言うなればそれは緊急時等におきまして、食品安全委員会というところが、表に出てくるツールになるのかなと考えて

おります。

それから、報告制度につきましても、5 - 2でございますけれども、食品安全委員会の会合、これは政府全体の話の中で連携という形で食中毒の報告ということをお願いしていくということになっておりますが、これが食品安全委員会という公開の場を使っているいろいろな報告をいただくと。これは情報発信の意味もございまして、当然食品安全委員会の7人の侍は専門家でございます。そういった知見というところも、ある意味、リスク管理機関がリスク管理を成功している場合、これは国民にとっても非常にパッピーな場合でございますが、こういった状況がほとんどの場合かと思えます。

万が一、リスク管理機関の方がいる前で言うのは大変恐縮でございますが、リスク管理に失敗してしまった場合とか、そういったときには、この制度の中で、先ほど説明は省いてしまったんですけれども、左側に意見・助言というのが書いてございます。この意見というのは、法的にも委員会の合意を取ったものにつきましては、リスク管理機関に対して食品安全委員会は意見を述べるできるようになっております。こういったことを各大臣に申し伝えるというか、文書で出すという形になりますが、そういった力がございます。

助言というのは*が付いてございますが、法的な根拠等はございません。当然報告が行われれば、委員会の先生方がお話をすること、あるいは専門的な見地からの御指摘をいただくようなこととなります。そういったことが言えれば、リスク管理が万が一に失敗してしまった場合とか、そういったときには、補完的に食品安全委員会がリーダーシップを取るためのツールになっていくのかなと考えております。

我々は連携は土屋先生から御指摘がありましたように、食品安全委員会の事務局でつくっている資料でございますが、我々2つの帽子をかぶりながら、この作業をしております。政府全体として全体を見据えながらやるという形。当然食品安全委員会の事務局でございますので、食品安全委員会というものの位置づけも考えてございます。

その中で現時点では本部のところ、今日お出しした資料につきましては、先生の御指摘のとおり、委員会自体というような形の記載が中に入ってきてございません。一応本部につきましては、人が入っていくという整理から委員長という形で名前が入っておりますが、この中で先ほど課長の方からお話がありましたとおり、委員会等への関係の仕方、緊急対策本部との間の関係。そういったものを記載して今後していくこと。とは言え、連携の方法の3つのうちの2つにつきましては、食品安全委員会といったとこ

ろが1つのフィールドになっているいろいろなやることの仕組みをつくらうとしているということが現状でございます。

これで若干御理解をいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

土屋専門委員 いろいろ伺って、そういう仕組みになっているのかなと一部納得しますけれども、ここにお示しいただいている要綱であるとか、基本指針は皆さんが今おっしゃったようなことに限らないように理解できます。

例えば、参考資料2-3の一番末尾に緊急時対応の流れということが書いてございます。その中に委員会の対応策の決定過程、その決定したものを委員会としてどう対応していくのかというのを見ますと、今、皆さんがおっしゃったような枠の中で遠慮しながらやっていく、私どもの仕事ではありませんという話ではないんじゃないですか。国民に直接情報提供をするんですし、大臣に対してだって、今おっしゃったように勧告すらするんでしょうし、ただ、省間の調整役程度の話でよいのでしょうか。リーダーシップを発揮するという意味は、その仕事の中に調整ということも大きな役割の1つだと思います。

ですから、この図が間違っていないんだったら、皆さんの今の御説明では足りないような気がします。

鈴木(章)課長補佐 土屋先生の御指摘は正しいと思います。基本要綱におきましては、それまでの位置づけをお話しさせていただきますと、実は先生が委員に御着任される前のお話でしたので、お話しいたしますと、これは何も本部をつくるということも決まっていない状態で、1つの成果として、こういった手続の上で本部ができますということに関係省庁と合意を取ったのが大きな成果だと思います。

それにつきましても、関係省庁との間でも合意を取っている。更に我々基本的事項の中でもハザード別のマニュアルを今後つくっていくということが規定されております。

つまり、それはハザードごとに個々のものを決めていくということかと思えます。その中で、今、御指摘があったような詳細なものが一つひとつ出てくる。それが今日御説明を差し上げた食中毒の中での連携はこういうことがあるのではないかということだと思います。

今、土屋先生の方からおっしゃってありましたリーダーシップを示すには、文章としてこれだけでは足りないんじゃないかと。おっしゃるとおりでございます。この文章を今からつくるもの、このマニュアルができ上がると、今、私が説明したようなものができ上がると。これはまた関係府省

とも合意を取らなければいけない事項でございますが、その手続を今している最中だと。今日はリスク管理機関にもそのところでは御出席いただいて、議論の経緯等も聞いていただきながら、今後事務局との相談ということも視野に入れて作業をさせていただいております。

ですので、今の時点では先ほど私が申し上げたもの、まさに今これを議論してつくり上げる生みの段階だと思っております。基本要綱というものは決まっているところは、実は本部をつくること、これが非常に大きなポイントだと。その本部ができるということに伴って、今の連携の話の中に本部のつくり方とか、どのような構成になるのかという詳細が出てきているという御理解をいただければ、先ほどの私の説明の方も間違ったことではないのではないかと御理解をいただけるかと考えております。

以上でございます。

丸山座長 今日、厚生労働省と農林水産省の方から来ていただいているんですが、先ほどから連携ということで、また、御意見もいただきたいという要望があったんですが、御意見をいただいても構わないんですか。そういう約束でなければですが、どうなんですか。リスク管理機関との連携ということが先ほどから出てきて、厚生労働省の方からも御意見をいただきたいという御意見もあったので、鈴木補佐、リスク管理機関の立場から連携ということについて御発言いただけるとありがたいんですが、よろしく願いいたします。

鈴木厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐 厚生労働省の食品安全部企画情報課の課長補佐をしております鈴木と申します。

今、土屋専門委員の方から連携というお話がありましたけれども、今回の食中毒というハザードに限らせてお話しさせていただきますと、こちらの厚生労働省の方から参考資料1-1ということで「食中毒健康危機管理実施要領」と、参考資料1-2で「食中毒処理要領」という2つを作成いたしましたして、各都道府県の方に配っているものでございます。食中毒に関しまして、言わせていただきますと、一義的な対応につきましては、各都道府県の保健所というところが中心になって、そこで完結するものについては、そこで完結していただくということになります。それがだんだんと規模が大きくなる。例えば複数の保健所になれば都道府県が、複数の都道府県であれば国の方という形で、ハザードの大きさ、それから事の重大さによりまして、国の方が関与していく割合が変わってくるということになります。

そういった情報につきましては、私どもに入っている情報は、大体第一

報という形で都道府県の方から来ますので、それにつきましては、適宜食品安全委員会さんの方には御報告はさせていただいております。オープンになっている資料かどうかというところも非常に微妙だと思っておりますので、それは委員会さんの中でどういう対応を取っていただくか、食品安全委員会の方に報告するものなのかというのは判断していただきたいと思っております。

そういった中で通常時から危機管理につきましては、緊急時対応課の方と情報を取りながら今までさせていただいておりますし、これまで食品安全委員会の方が立ち上がってから大きな事例はないんでございますけれども、そういった府省にまたがるようなものにつきましては、食品安全委員会が中心となって関係省庁の方の参集ということをやっていただくということは、非常に私どもとしてはありがたいと思っております。

また、厚生労働省としても、食中毒と言いましても、参考資料1-1の健康危機管理実施要領にもありますけれども、ほかにも厚生労働省内部におきましても、管理として関係するようところがございます。そういったところとも連携しながら、もう一方で食品が関係するということがありますので、食品安全委員会とも対応しながら、私どもとしては、両方向きながら、きちんとした対応を取らせていただきたい。その中で食品安全委員会の方には対外的なものについての窓口というのは非常に重要だと思っておりますので、その辺はきちんとやっていただきたいと思っております。

今回の資料を事前に見させていただきましたが、こういった形でやっていただくというのは、私どもとしても非常にうれしい限りだと思っております。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。農林水産省さんの方からも何か意見があればいただきたいんですが。

朝倉農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官 消費・安全局総務課の食品安全危機管理官をしております朝倉と申します。

食中毒に関して申しますと、私どもも実は厚生労働省さんから第一報をいただいて、むしろ問題になる食品の回収などがもし必要であるというときには、関係業界に声をかけて、速やかに問題食品の回収措置に対応できるような、むしろ後方支援と言いますか、厚生労働省の食品衛生法に基づく措置がうまくいくようにということで、考えております。

一方、これは今年の2月に私どもが定めた食中毒も含めて農林水産省の緊急時対応基本指針の中にあるのですが、私どもは食中毒も含めて原因と

なったものの除去というのが1つあるだろうと考えております。例えば私どもは、農業生産資材、あるいは農業生産現場というところに関与しております。生産資材であれば、法律に基づく回収措置ということでありまして、また、生産現場であれば、法律的な措置ではないにしても、危機の原因となった農林水産物などが更に生産されて流通することがないように生産者に対する指導ということを行います。そして、これらについても三府省連携しながらやっていこうと考えております。

もう一つ、緊急事態における初動時からの国民への情報提供というところがございます。農林水産省のもう一つの責務として、国民に安定して食料を供給するという責務がございます。この場合に、経済的な影響も含めて、食品供給や消費行動が大きく混乱をいたしますと、そこは生産者、あるいは消費者など、国民すべてに影響が及びますので、そういった面ではとりわけ食品安全委員会、厚生労働省さんと連携させていただきまして、正しい、しかもわかりやすい情報を提供していく必要があると考えております。大きく言いまして、この3つを基本として対応していこうと考えております。

したがいまして、当然、私どもが情報を入手すれば、日ごろから連絡させていただくように考えておりますし、むしろこちらから不明な点について、関係府省から御意見などを伺って、対応させていただきたいと考えている次第でございます。

丸山座長 どうも2つの省庁の方からの御意見ありがとうございます。

近藤専門委員 非常に今日の流れというものはわかってきたわけですが、こういう1つのデータベースにしていく中で、これからもし未知のもの、また集団的なもの、大々的なものを考える場合には、いろんな研究機関から上がった情報が確実に即こういう組織の上層部まで来るかどうか。要するに、BSEの場合でも非常に問題が起きたのは、ある一定期間、データが報告されたものが眠っていたということで非常に問題の提起が大きくなったわけですが、それを担保する組織として食品安全委員会なりの機能も発揮していかなければならないんじゃないかなと思うわけです。

そういう一つひとつのリスク機関における研究、検査というものが常に情報を正確に流通することが大事ではないかと思いますが、そこら辺のことについてはいかがなものでしょうか。

丸山座長 これは2番目のデータシステムの活用という議論になっているんですが、御意見が出たついで事務局の方から今のお答えがあるんだったらお願いします。

鈴木（章）課長補佐 もし聞き違えていたら恐縮でございますが、例えばそういった情報とかが少し眠ってしまう、それは作為的になっているものと不作為でなっているもの。昨今よく出るのがその人の意思を持ってなったものではなくて、例えばそういったFAXがどこかに置きっぱなしになっていたとか、そういったことで情報がなかなか流れなかったとか、そういったことが大きく問題になっているかと思えます。

その中の手続、あるいはこういったときの対応の仕方ということが、それぞれの人たちに浸透させるためのものが、いわゆる個別のマニュアルの詳細な部分になるのかと思っております。

こういうことは余り言っただけではいけません、人ですので、ヒューマン・エラーは必ずあるという前提の下で、それをなくすための先生のおっしゃるようなやり方ということは考えていかなければいけないのかなと思っております。

丸山座長 相互に関連するんですが、緊急対策本部の設置というところで主に御意見をいただいているんですが、このことについてほかに御意見ございませうか。

春日専門委員 当たり前のことなのかもしれないんですが、確認の意味の質問をさせていただきたいと思えます。

資料3-3の食品安全委員会委員長の役割の中に、「食品健康影響評価の実施」というものがありますけれども、これに関連して、食品安全委員会の個別の専門調査会も巻き込まれるんでしょうか。

その場合に、これは緊急時ですので、いわゆる時間をかけた食品健康影響評価ではなくて、迅速・簡便な形も考慮されるんでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 理論的にはおっしゃられた2つの場合、いずれも想定してここでは書いております。

丸山座長 そのほか対策本部の設置というところについて、何か御意見ございませうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 先ほど土屋専門委員からいただいた御意見、食品安全委員会が緊急時にはリーダーシップを発揮すべき、それがよく見えるようにすべきという御意見に対して、もう一度わかりやすく説明申し上げたいんです。

確かに緊急時対応基本要綱の規定の中には、食品安全委員会の所掌事務を超えることが書いてあるというのは事実かと思えますけれども、それは食品安全委員会としての役割と、緊急対策本部としての役割というのは、この基本要綱には両方書いてあるわけございまして、食品安全委員会としての役割と、それから緊急対策本部が設置された場合に、その事務局は

食品安全委員会の事務局が務めることになるわけですから、それぞれの役割が当然変わってくるということを明確にしておきたいと思います。

緊急時対策本部が設置されない平時においては、食品安全委員会の役割というのは、事務所掌の範囲に限られてくれるわけでございますし、緊急対策本部が設置された場合も、食品安全委員会というのは対策本部の一員になるわけですから、その場合は一員としての役割ということで食品安全委員会の事務の範囲に限られてくるんだと思います。

ただ、対策本部の事務局も食品安全委員会事務局が務めることになるわけですから、対策本部の事務局ということで食品安全関係府省相互間の事務の調整、あるいは食品安全のための対策の方針の決定ということを行う対策本部に対して、事務局として関与していくということでリーダーシップを発揮することは可能かというか、食品安全委員会の事務所掌を超える形でリーダーシップを発揮するということが可能かと考えておりますし、発生した場合には、積極的にそういう形で関与していきたいと考えております。

丸山座長 ありがとうございます。対策本部のことで今、論議しておりますので、当然食品安全委員会全体の活動ということも、先ほどから平常時の活動ということが入ってきたりしたもので、そちらの方にも積極的な御意見をいただいたところです。ただ、今日の論議は、対策本部ということにとりあえずは限ってお話を進めていただければありがたいわけでございます。

今杉浦課長の方から整理をしていただきましたので、それでよろしいかと思うんですが、この対策本部のことにつきまして、ほかに何かございましょうか。

田中専門委員 実はこれは3つ共通した話になりますけれども、座長の御指摘のように、緊急対策本部だけに限ってみますと、基本要綱で対象となる緊急事態というのを3つ規定したんですが、いずれも非常にスピードを要することを想定したわけです。民間企業においても食べ物というのは、口から入って即健康に影響するから、特に上場企業の場合は株価に影響することもあるって、ものすごく敏感ですね。同じ欠陥商品でも、健康に間接に影響するものとは訳が違う。スピードがすべてです。このスピードという基本的な認識が始めから終わりまで一本通っていないと、結局、これは内部のための相互互助機関みたいになってしまうんです。

したがって、冒頭に飯島専門委員が御質問なさったと思いますが、スピードということが物すごく大事でございますので、私はこれを、いつ、どういう状況になるかわからないからではなくて、最初から規定してしまう

ことが重要だと思えます。例えば民間では2時間以内に緊急対策本部を立ち上げる、これは当たり前です。同じように、役所であれば非常に大きいでしょうから、2時間以内は無理であれば、情報が入ってから24時間以内に緊急対策本部を設置するというくらいの強い意思とスピード感がないと、結局マスコミ、社会から後手後手の対応だったのではないかという批判が生まれやすい。役所の対応というのは常に遅いというだけで評価が下がってしまいます。したがって、スピードをまず第1に、対策本部を設置する、これを申し上げたいと思えます。

いただきました対象となる緊急事態には、被害が大規模または広域が第1となっています。

それから、科学的知見が十分でない原因によって被害が生ずる。何が何だかわからない場合がある。だからスピードを要するのです。

3つ目は、社会的影響があるという点です。つまり、これは参考資料2-2の1ページ目に書いてあります。だから、やはりスピードが基本でしょうから、緊急対策本部の設置は、とにかく24時間以内、これがないと何かなまぬるい。つまり、行動が見えにくいのです。後でやりましたと言われても、どうですかね。これは当たり前のことだと思うんです。緊急対策本部というのは時間との闘いです。

丸山座長 その件は、今、緊急対策本部をつくるという組織体制のことで、こういう組織体制でいいかどうか。あるいはこれに何か追加するのはありますかということで、今、委員の皆さんから御意見をいただいているんですが、今、田中専門委員の方からの御提案の、更にそれを具体的な、例えば何時間以内につくるとかというのは、その計画とか見通しというのはいかがなんでしょうか。現在、ここでそういうところまで具体的な数字を入れるというような作業をこの専門調査会でやるのかどうか。その辺りをどうぞ。

鈴木(章)課長補佐 田中先生のお話、スピードが命というのは非常に重要であると思えます。ただ、1点だけ、私今話を聞いていて気になった点がございましたので、ちょっと素朴に先生のお話に対してということでお話しをさせていただきたいと思えます。

今の先生のお話ですと、第一報からという形かと思えます。例えばこれがリコールのような、ある不具合のものが入ったという場合は第一報を伴って本部というのは直線で結ばれるのかなと思えますが、例えばディフューズな食中毒があちらこちらで出るというのは、最初は1つの食中毒と。食中毒というのは年間非常に大きな数が出ております。ですので、食中毒の報告が来たということから考えるとすると、そのスターティング・ポイ

ントはどこをするかということが1点あるかと思います。

田中専門委員 それはここに規定があるじゃないですか。それぞれの中央官庁に、被害が自治体から来るわけでしょう。被害が大規模または広域だということは、それは当該のリスク管理機関に入ってきて、それから今言うところのこちらの食品安全委員会の方に情報が入るわけでしょう。

鈴木(章)課長補佐 情報といたしましては、リスク管理機関で寝かしておいて、まとめてくるという形ではなくて、ある程度の食中毒、ある程度というものは、2人、3人というものもございませうけれども、世の中で日常茶飯事に起こっているような食中毒、こういったものも、こういうのがありましたよということは定常的に流れてくるものになっております。

それは日本のシステムの中では都道府県単位で基本的に集計されたものが厚生労働省に上がるという形。それがそのままこちらに、そこで集計してやりますとタイムラグが出ますので、そこはそのまま来るような形になります。

そうしますと、情報が他府県にまたがるようなものと、第一報というのはあちらこちらから入ってきたものが、よく見てみたらこうだったねという話が出てくることがあるのかなと思います。

そこで第一報というのがどこからということがちょっと難しい点ではあると思います。

田中専門委員 第一報という定義を私は不正確に使ったかもしれませんけれどもね。

鈴木(章)課長補佐 それにつきまして、どうのという話ではなくて、我々の現状といたしまして、そのような状況もありますということをお話しをさせていただいたということでございます。

スピードの時間を規定するというのは非常に目に見える形かと思いますが、そういったことをこの時点でどこまでどうするかということよりは、今日はどちらかというところ、この全体のところを見ていただきながら、当然先生から御指摘を踏まえながら、今後の作業をさせていただきたいと思いますが、今申し上げたような点もクリアーするのであれば、クリアーにしないと、なかなかどこから計るか。当然100メートル競争をやるときにスタート地点とゴール地点があるからボタンが押せるというものでございますが、その辺の問題点は若干あるのかなと事務的に感じましたので、大変差し出がましかったかと思いますが、御発言させていただきました。

丸山座長 そういふことの具体的なものはこれから事務局の方で、いろんな作業をする工程があるということでございますね。そう理解していいわけですね。

鈴木（章）課長補佐 そのとおりです。

丸山座長 今、田中先生御指摘のスピードというのは、まさに緊急時というのは、それが一番大事なので、その辺りを十分考慮したものをつくっていかねばいけないということで、今のところは田中先生、それによるしゅうございましょうか。

渡邊専門委員 最初にお尋ねしたところはそこで、これは非常にあいまいなんで、なかなか難しいと思うのです。責任という概念からはっきりさせておかなければいけないのは、リスク管理はリスク管理部門でやる。定義上は委員会は、いわゆる事件が起こったときのリスク管理を行うところではないわけです。例えば食中毒が起こったとき、食中毒の対応はあくまで厚生労働省である。先生が今言った初動の云々というのは、1件、2件が起こった場合の対応、それがある程度まで大きくなったとしても、しょせんは厚生労働省が責任を持たなくてはならないのです。

間違いやすいのは、緊急対策本部を置くと、対策本部という意味はそこが責任を持つという意味に聞こえてしまうわけです。ですから、今までの議論は、多分、緊急対策本部と名を打った場合には、食品安全委員会がリスク管理の責任を持つのだろうという、ある意味で言うと誤解なんじゃないかなと。実際に持つのですか。その辺をはっきりしておかないと、なかなか議論がかみ合わないの、むしろここで言いたいのは、緊急対策調整本部というような趣旨なのかなということを私は今までずっと聞いていて感じているのです。その辺の責任体制の在り方をはっきりさせておかないと、議論がなかなかかみ合わなくなっているのではないかという気がするのです。

田中専門委員 食品安全委員会というのは、省庁をまたがったコミュニケーション機関だと思います。リスク管理機関じゃありません。だから、コミュニケーション機関であるからこそ、スピードが大事だと思うんです。コミュニケーションというのは情報でしょう。情報というのは、どんなに価値があっても、1分遅れると価値がなくなるということはいっぱいあるじゃないですか。

丸山座長 これは組織体制の根本的なところですので、確認を一度していただきたいと思います。

鈴木（章）課長補佐 そうしたら、かなり強めのはっきりした表現で差し上げますと、結論から申し上げますと、リスク管理はリスク管理部門が持つことになります。それはなぜかと申し上げますと、日本は法治国家でございまして。各役所の仕事というものは法律で決まっております。法律は先生方御存じのとおり、国会の審議を得て通っているものでございましての

で、我々のところで覆すことはできません。国民の代表者たる方々が決めたものというものでございます。

ですので、そこを引っくり返すことはできません。しかしながら、その連携をするというところに役割が我々にはあるというのは共通の認識かと思えます。そこで我々がよりよいものをつくるにはどのような形の関与ができるかということを議論していただいていることが、この調査会議論かと考えます。ちょっと舌足らずでしたら追加で説明しますので、何か意見がありましたら、よろしく願います。

丸山座長 課長、何かございますか。

杉浦情報・緊急時対応課長 先ほどの資料3 - 3にもございますように、食品安全委員会としての役割というのと、緊急対策本部の役割というのは少し異なってきまして、先ほどの繰り返しにもなってしまうんですけども、食品安全委員会の役割というのは、あくまでも食品安全基本法に定められております事務所掌の範囲内で行うことになりまして、一旦対策本部ができた場合には、その対策本部にはリスク管理機関と委員会との対策の総合調整、あるいは政府として食品の安全性の確保を図るための対策の方針の決定とか、そういった機能も持つことになりまして、その対策本部に対する事務局というのは、食品安全委員会事務局が担うということになりますので、勿論、リスク管理というのはリスク管理機関が行うことになるわけですが、総合調整という形で食品安全委員会事務局が事務局を担う対策本部が関与していくということになるかと思えます。

丸山座長 私も十分整理ができないんですが、今の課長のお話で、大体先ほどもお話しいただいたんですが、食品安全委員会、それから対策本部、その立場立場というものは、今、課長のお話のように、整理をしていかなければいけないんだろうということだと思えますが、更に何か御意見ございませうか。

岡部専門委員 資料4 - 1に随分近いような意見だと思ってずっと控えていたんですけども、対策本部の性格的なことにも言及するんじゃないかと思うので発言させてください。

資料3 - 3の食品安全委員会の委員長の役割の中には、一元的な情報収集、この一元的なというのにすごく引っかかっているんですけども、科学的所見を集積して分析をします。そのほかは実施をして勧告をする、意見をする、あるいはリスクコミュニケーションの実施をするというのがありますが、食品安全委員会は結局資料4 - 1に関連してくるんですが、食品危害情報を一元的に収集して分析して、対応というのはないんです。ですから、食品安全委員会は対応はしないで、このデータを集積し

て分析してどうするんだらうというのが、先ほどからちょっと疑問に思っていることなんです。

もし、一元的に情報を広く収集するのであれば、その対応先がどこであるかという図がないと、データが生きてこないように思うんです。すべて食品安全委員会がリスク管理をする機関ではないのであるならば、すべてについての緊急対策をするわけではないだろうと思いますから、そこら辺でコミュニケーションをきちっと取る。必要に応じては、緊急対策本部を設置する。そういうように思っていたんですけれども、それでよろしいんですかね。

丸山座長 これは分析をした結果、この下にあるこういう健康影響評価の実施とか勧告・意見、リスクコミュニケーションの実施というところにつながるといふふうにこの図では位置づけてよろしいんですか。

鈴木(章)課長補佐 4 - 1の図で示しているのは、委員会に着目した形で、先ほどから申し上げているように委員会でできることで活用するというものです。

次の4 - 2でございますけれども、このデータベースというのは、でき上がった集積・分析したものが、リスク管理機関でも利用できる。それをもって利用するかどうかというのはリスク管理機関の判断になるかと思えますけれども、そういったところでも情報の活用はできる。

ただ一義的に申し上げれば、食品安全委員会のシステムでございますので、食品安全委員会で行えることに活用するんだというのが一番最初の目的でございます。

岡部専門委員 そうすると、資料4 - 1あるいは4 - 2で、食品安全委員会がデータを集める。しかし、その情報はリスク機関等にもう一回流れる逆方向の矢印しはあるんですね。資料4 - 2でデータベース構築されるわけですけれども、リスク管理機関、そのほかから集めて、それはリスク管理機関の方に当然流れるという逆方向の矢印しはあるわけですね。

鈴木(章)課長補佐 一応うちでもらったものを、うちで抱えるという思想はございません。そのできたものは同じように見えるような形はできると。当然さっき申し上げているように、それをどう活用するかは、それぞれのところで考えるところかと思えます。

岡部専門委員 そうすると、この食品安全委員会はリスク管理機関について、リ spons を命じることもあるわけですね。

鈴木(章)課長補佐 リ spons を命じるという場合には、それなりの権限が必要かと思えます。そうしますと、先ほどから申し上げている勧告とか意見の話になるかと思えます。勧告の場合は、健康影響評価の結果に

基づいて行うことになっておりますので、その結果について厚生労働省とか農林水産省に対して文書を出すという形。これは当然文書が来れば何らかのレスポンスというのが必要になるんだと思います。

意見というのは、委員会の中の合意事項を何か出しましょうということになったもの。こういった場合にも、レスポンスがある程度必要になるのかなというもので、レスポンスを先生のおっしゃるように求める場合は、このような2つのやり方になるのかと思います。ぶっちゃけて言いますと、それ以外ですとどうしてもお願いベースという形にはなるかと思います。

丸山座長 データを還元するということは勿論できるということですね。意見とか勧告でなければできるだけですね。岡部先生よろしいでしょうか。

岡部専門委員 もう一つだけよろしいですか。これは今日で結論は出ないと思うんですが、先ほど春日先生とも話していたんですが、食品に関する食中毒情報ではないけれども、非常に近いところで人間の健康影響評価としての感染性腸炎とか、あるいは食品による感染症であるということが出る場合は、食中毒情報として上がってこないときがあるんですが、そういう情報はここがどういうふうに扱うのか。

つまり、感染症法に関連するような食中毒とはまた言えないけれども、その手前の段階をここは責任を持つか持たないか。これをちょっとお尋ねしたかったんです。

鈴木(章)課長補佐 先生の今おっしゃったところ、非常にファジーな部分と言いますか、微妙なマージナルな部分と申しましょうか、本日は非常に事務的な答えになってしまいますが、検討していただいているのは、食中毒におけるマニュアルという形でございます。実はマニュアルを詳細につくる過程で、これは事務的な話の内輪話みたいなものでございますが、いろいろな検討をさせていただき、いろいろなケースというのは考えられるのかなということが結論でございました。

そんな中で食中毒というハザードを選んでいただきまして、検討している。そうしますと、食中毒と言っているものをどこまでを食中毒と言うかというのが先生の御質問だと思います。そうしますと、基になっているところが、厚生労働省におきまして、食中毒というものをマニュアルで食品安全部が扱っているものということになりますので、そことの整合性というのも出てくるかと思います。

その中で、今、先生も御指摘されたようなところは感染症の観点、食品がメインではないけれども、食品に関わるかもしれない。これは非常にあいまいな部分なんですけど、非常に重要な局面も多々あるものかと思います。

これについては今後の御検討かと思えますけれども、ハザードとしてそういうものを立てるというオプションもあるかと思えますし、いわゆる食中毒には含まれずに、そういったあいまいとしているものについては、感染症部局がメインになりますので、この中で我々のできるところはどこまでかということを含めて今後、そういうものを規定していくということもあり得るのかなと考えております。

ですので、現時点であいまいな部分というところは、極端に申し上げれば入らないと考えていただいてもよろしいのかなと。ハザードがほかのものが出来るということになれば、またそこをつくっていく。順次これがハザードごと、これ1つつくって終わりではございませんので、つくっていくものになりますので、入らない過程でまず大きな話をしていただいて、その細かいところは若干事務の調整の話もございまして、御意見等をいただければなというスタンスで今日は臨みたいと思えます。

丸山座長 今、食中毒という定義で話があり、事務局からは食中毒という、食品衛生法で言う食中毒に限ったようなお話だったけれども、それはこれから論議をするんだからいいですけれども、私はそれではだめだろうと思うんです。食中毒及び食品由来感染症というふうに広げて最初から考えていないと、マニュアルをつくる段階は、あるモデルをつくってやっていく。検討のプロセスだからそれでもいいんですけれども、考え方としては、やはり食品由来感染症というふうにしないと、今後まずいいではないかなと私、個人的には思うし、多分、岡部先生や春日先生もそういうお考えではないかなと思うんです。事務局から更に。

鈴木(章)課長補佐 非常に舌足らずな説明不足だったところで恐縮でございますが、今やっていただいているのが、ハザードを一つひとつ決めてやる検討でございますので、多分、今の食品由来感染症というハザードを選んでやるということを決めるかどうか、将来的な話としてあると思えます。今回つくって、これでこのマニュアルは全部終わりですよということではなくて、ハザードが何個かいろいろわけでございますが、それについてまたつくりましょうという形になると、そこはつくっていくということになると思えます。座長の方からの御指摘もございましたが、とりあえず何かこの辺をつくっておかないと、非常に枠組みにこれになることかと考えております。そうしますと、まずそういったはっきりしている部分のハザードをとりあえず食中毒でございますので、つくるとするのが事務的には非常に助かるという希望もあって先ほどの発言をしてしまいましたので、おわび申し上げます。

丸山座長 ちょっとお断りしておきますが、私の会議の進め方がへたく

そで、時間を大幅に超過しております。あと 10 分だけ延ばして、12 時 15 分まで延ばしたいと思ひます。まだ幾つか検討しなければいけないことがございますので、あと 10 分延ばすということで事務局よろしゅうございませうか。先生方もそう承知いただきたいと思ひます。

春日専門委員 岡部専門委員の御発言に追加させていただきます。最初に杉浦課長の方から平時の情報収集についても議論いただきたいということがありましたので、そこに関連して、特に感染症法に基づく患者情報、病原体検出情報、これを是非平時の情報として御勘案いただきたいというふうにご提案いたします。

これに関しては、今日の議論の中では十分議論が尽くせないかもしれませうので、是非、次回に向けてこの議論を続けていただきたいと思ひいたします。

丸山座長 ありがとうございます。それでは、1 番の緊急対策本部というところはずっと私はやっているつもりなんです、それが 2 時間かかっているんですが、関連しますから、データシステムの活用、一部には食中毒報告というところまで入っているんですが、改めてデータシステムの活用、すなわち資料では 4 - 1、4 - 2、それから食中毒報告について、5 - 1、5 - 2、この 2 つについて何か御意見があれば承りたいんでございます。その後にもう一つ、マニュアルのことがございますので、いかがでしょうか。

田中専門委員 今の座長のテーマで資料の 4 - 1 と資料 5 - 2 を同時にあけていただきたいんでございます。4 - 1 で、私はどうしても風下から考える、一般国民という視点から役所が何を、国が何をということを見ますと、国民への適切な情報提供というのが一番下にあります。それを提供するのが食品安全委員会だということになっていますね。5 - 2 の方は実は各都道府県の保健所が情報提供をやるというリスク管理機関、つまり行政か受けたものとなっています。要は最終の一番の被害者であり、関心を持つ国民に対するもろもろの情報というのは、両方同じようなものが出るのか。それとも主体性があるのか、それとも一本化するのか、これはどういうふうになりますか。私は前から、まさにこれこそ緊急記者会見だから、ここに記者クラブを常設しようという場合には、全部ここで統一して発表するということが、一番いいということをお主張しているんですが、役所の縦割で難しいのか、これはどうなんですか。

丸山座長 情報提供の矢印しがという御意見かと思ひますが、いかがでしょうか。

鈴木(章)課長補佐 田中先生の以前の御発言のところ、非常によく私

も記憶しております。メディアセンターのような話という御発言があったかと思いますが、情報提供の観点で、例えば食品安全委員会が一元的にやって、都道府県で行わないとか、そういった過程があったとします。そうしますと、非常に情報は遅いものになる可能性があるのかなと。あるいは都道府県でリスク管理を行っていますので、それに伴います情報というのは当然、能動的に行っている組織で出ていくものかと考えております。

つまり、各役所が各やっているようなこと。各自治体がやっているようなことはそこからも当然情報として出てまいります。しかしながら、我々の中央のところで食品安全委員会、いわゆる緊急対策本部とか、こういったところで全体を統括するような話、あるいはそれはもう農林水産省の話だからとか、厚生労働省の話だからという枠組みだけではなく、提供するというスタンスが食品安全委員会ですとか、そういったところには求められるのかなと。

ですから、情報提供ということが、そこだけですかという質問だけに答えてしまいますと、各場所から出ます。ただ、主体としてやっているところは自分たちのものは当然出していくということになるのかなと考えております。

田中専門委員 実は食中毒関係、経口食品に関するリスクの場合、風評リスクというのがものすごく大きいわけです。O157もそうでした。カイワレしかりです。この風評リスクの問題が一番省庁の縦割によって出てくる弊害と言えると思います。ここのところが、風評リスク対策はどうするかというところが実は抜けているわけです。

したがって、それを統一的に権威のあるところが自信を持って国の意見として出さない限り、また勝手に一部の情報を元に振り回される恐れがある。

つまり、画竜点睛を欠くことになるんじゃないかと思います。

丸山座長 風評被害ということ考えた上での情報提供ということですね。

鈴木（章）課長補佐 現時点で今、お話しさせていただいているのは、実は今日は議論が非常に先の方まで行ったもので、そういったお話が出てきたのかと思いますけれども、それをどのような形という具体的なところは未だ検討しておりません。ただ、鳥インフルエンザのときに、「国民の皆様へ」という形で関係府省すべてがまとめたような形の紙が3月に出たかと思います。あのような形で、例えば本部ができた場合とか、そういったときには風評被害ということがあった場合には、そういったものを抑えるような形で出していくというツールはあるのかなと考えております。

丸山座長 約束の時間が来て、これは今日2番目のマニュアルの方は次回ということではだめなんですか。今日もいろんな御意見が出たので、それをもう一度整理をして、御意見を入れた形で、連携のところも再提案をしていただいて、論点をこのところ、このところというふうに絞ってでもいいですから、もう一度これをやって、そのときにマニュアルのところもやるということではいかないと、先生方お忙しい先生で、いろいろ御予定もあるかと思しますので、今日はこの辺りで打ち切らざるを得ないんですが、事務局それでよろしいでしょうか。大変私の司会がまずかったのでこういうふうになってしまった面もあるんですが、いかがでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 今日は食品安全委員会のマニュアルについては、骨子だけ用意させていただいて、骨子について問題があるかどうか御意見をいただきたいというふうに思っていました。

その結果を踏まえて、次回の専門調査会に向けて実際のマニュアルのドラフティングをしようと考えておりましたので、もし、差し支えなければ1分だけ。

丸山座長 そうですね。マニュアルのところを御説明いただいて、専門委員の先生に御検討願いたいということで今日は終わりにするというところでどうでしょうか。

それでは、事務局の方からマニュアルのところを御説明ください。

鈴木(章)課長補佐 手短かに説明させていただきます。

資料6-1をごらんください。マニュアル項目(案)という形のものがございまして。今後食品安全委員会でマニュアルをつくるときの骨子というものを書いたものでございまして。大きく章構成を分けますと、「総論」と「各論」となっております。

「総論」の中には「マニュアルの目的」ですとか、平時からの話、それから今の連携のような話というのが記載されるのかと考えております。

「各論」の中は、物事手続の順を追う必要があるのかなと考えておまして、まず1といたしまして、初動対応の部分を記載する必要があると。

次のページにいきますと、2番といたしまして、対応策の実施という項目。

そして、3番で収束という形の章立てをしたらいかがかと考えております。

この中につきましては、初動が一番大事なのかと思っておりますけれども、第一報通報を受理してから情報を連絡して、いわゆる人を集めて対応策を決定するところまでの集まりまでのところを決めるのが初動対応。

そして、対応策の実施というところは、いわゆる委員会の権限の中のだ

ういったことをツールで選ぶということを委員の先生方に決めていただくようなことのお膳立てをするための記載。

そして「収束」のところは、例えばこういったものについて、終止符を打つ、あるいは収まりをつけるかというようなことの記載になるかと考えております。

資料 6 - 2 といたしまして、前回も資料としてお渡ししていたんですが、この骨子と関連づけた形で資料について付けてございますので、もしお時間が忙しい先生方が多いということは存じ上げておりますが、調査会終了後、こういったところに何か御意見等ございましたら、事務局の方までいただければなと考えております。

丸山座長 資料 6 - 2 の通報受付票とか、これはあくまでも食品安全委員会の中での様式だということでございますね。

鈴木(章)課長補佐 こちらのマニュアルは食品安全委員会の事務局の人間がどのように使うかというものでございます。

例えばで申し上げますと、食品危害情報通報受付票というのが 6 - 2 の一番最初のページにございますが、これを用いて得た情報を整理する。あるいは電話で聞き取る時にこういった情報を網羅しなさいということを整備するためのペーパーでございますので、端的に申し上げますと、これを都道府県とか厚生労働省とかにお渡しして、これを報告しなさいという様式とは異なるものでございます。

丸山座長 ありがとうございます。

終わりの仕方がバタバタで私の責任で申し訳ございません。そういうことで今日の論議を踏まえて、もう一度同じ趣旨の会を開かざるを得ないと思いますので、また日程調整大変でございますが、事務局の方でやっていただき、できるだけ 1 月の早い時間にやらなければいけないのかなと思っております。

今日は私の司会の仕方が大変まずくて、こんなに時間が遅くなってしまったことをおわび申し上げます。

今日はどうもありがとうございました。これで終わらせていただきます。